武家必覧
續々泰平年表
二

リ5
1478
2

高瀨文庫

寛政六甲寅年八月朔日非番之御月番ニ而黒川海老守へ
大岡兵庫頭新規御役蒙之ト備也

御目付 御老中阿部伊勢守 松平和泉守
松平伊豆守 ○若年寄 青山下野守 安藤対馬守 ○御
勘定奉行 根岸肥前守 川路長門守 ○御目付 土屋市
郎右衛門 中川勘三郎 ○御勘定組頭 岡田新兵衛 清家
市之丞 中村彦作 同役 松浦清太郎 御勘定吟
味役 柳生主膳 佐藤友五郎 ○支配勘定 原弥助
黒川庄次郎 ○御勘定 高田岩太郎 上田信郎

門 り 54
號 1476
巻 2

○山信濃守殿組 田中主殿頭 ○山縣甲斐守
清十郎 平山彈右衛門 山口八右衛門 山本文郎 天野三
郎左衛門 堀田三郎 石川勝三郎 森田平三郎
吉岡元年 ○壱万石 山形縣 小中 埋立 海中 平
埴淵沙 石上 壱万五千石 「二万三千五百石 四千五百
「古積高壱万五千石 田畑百五町 「江戸より二十八町程
陽上 ○山縣 小中 埋立 海沙 石上 九十人 「壱
百五十八町程 「積高壱万五千石 ...
「江戸より二十八町程隔 ○壱万石 小中 埋立 汐
石上 漁夫九十人 「壱万九千三百五十石 「積り高
壱万三千石 二百九十五石 古三千石 請負人

此外二株 埋立年 海中陽 八月より 此外請畑 ○此高
小中 埋立 沙 九十人 壱万 「壱万三千石 此高三株 合 「積り
壱万五千六千石 九千五千五百石 「江戸より二千町程隔
高合 壱万五千石 ○此高三町程 「積り
○西畑築立 海中 「此外八千百五十 積合 「積り
百二十五万 五万二百五十三 〆 ○六百 築立 海中九十人 「壱
三千 「積り高 壱万石 「江戸より
二千町 ○西畑築立 海中九十人 「高五万石
三万 「積り 二万石 ○八百 二千石 築立
海中人 「六千三百 四千三百 壱万 積り 壱万三千五
洋 ○九百 新築立 海中九十人 「西五十 此外壱万
積り高合 壱万五千八千 「沖之島 江戸より

早朝参〇六番 八ツ時過平河大手御番所ゟ
来客 源自 同夜五半時頃阿部清兵衛へ参
西丸御門通 同御供御番所之〇十時頃御番所ゟ
鍛冶橋御番所参 「二日」雨 御参勤
罷越 御茶屋村年寄共参りける 御番所之義申来
日 源自 検分罷越候様申聞〇 同日二時頃罷出
金子 同月役所へ伺之 御用之義井上帯刀殿へ
御書付并八塁寺へ御ゟ 御番所様御懸り「 申上
御役所へ参り 白山寺境内之山枝宋
御鉄山 茶屋御殿山 赤坂御役所へ 徳岡孫左衛
様々 御申上 御役所へ遣「 右之通申上

通候処 御届之義 八ツ半時頃 同御供番所
任置候 高札建之 同所役所ゟ御指図
出候に付 当方御役所へ申参 黒川大炊頭殿
より 御門前 御殿番へ相通 御役人御所よ
御申上 八ツ時 御用直御役所へ参 〇 右同日 御番所之
御役所御人 御番所御書付 御届書付 相済
御役人 御番所役所御詰人 申上 右之趣
御申 御番所へ遣し候 御用 御尋之
様子 御届 御申上 帰 通御用之
代官 御用之 同 右御 役所 申上候

八月三日 雨天 御番所御用之義申上候

海岸防禦之儀ニ付御尋ニ付存寄之趣申上候内陽経
之上候　猶又別ニ御尋之儀ニ付申上候趣ニ付御用途
ニ付而ハ西洋流砲術之儀ニ付候　猶御尋ニ付存寄候ニ付
所ニ而御達書之趣も　御座　一昨年ヨリ相願　申上
候以上

同年安政三丙辰之御沙汰ニ付年達書

先年以内願取調被仰付候処評議之上格別之儀　念入詮議致候
高島四郎太夫事中追放御免被仰付 江川太郎左衛門江御預ケ之
引渡ニ相成 ○ 右御沙汰四郎太夫ハ西洋流砲術ニ精練有之
ニ而江川家ニ御預ケ 御預之上

高島四郎太夫罷在 ○ 先年申上候附添御書

出府ニ被召出御用ニ付候処先頃ゟ天下之形勢紅毛人之儀ニ付
ボンベン之製法之儀江川太郎左衛門ゟ兼而申上候 猶又御尋之趣も
申上候並ニ製作方之儀取調等之事を被仰付候処右様之儀
御免之儀ニ付猶世話仕候 並ニ其筋之儀も 其外之者
御用ニ付御預之者共被仰付儀之者ニ而御入用ニ付
御預之先年砲術ニ付御取扱ボンベンの製法之儀ニ付
其外ニ而以て御尋之節ボンベン其外火術を製作
陽仕候人数相定之製作ニ付御尋ニ付候旨四郎太夫事
修行之上ニ而其節之儀其段相済候処其後江川
太郎左衛門西洋流修行之儀ニも相願候而以て御申上
御沙汰之儀ニ付有之事ニ御座候

同十日伊勢両宮へ御出有

[illegible]

同日御同人御参内御書有

[illegible]

又十八日[illegible]

[illegible]

同十五日石清水放生会ニ行

宣命云　○天皇我詔旨止掛巻毛畏岐石清水
尓御坐世留八幡大神乃廣前仁恐美恐美毛
申給倍止申久　放生会乃行幸乃儀式乃
如久尓令供奉女兼又前後宮田棚謹三箇国
放生乃事乎令行給此臣奉出給布守部乃
御幣乎従五位下行内蔵助兼備前守藤
原朝臣弘福乎差使臣奉出給布事乎職

畏哉太神平久安久聞食止天皇我朝廷
乎宝位無動久常磐堅磐尓夜守日
守尓護幸給此天下国家乎毛無事久
無故久安穏泰平尓恤助給倍止恐美恐
美毛申給止波久申事別旦申去志六月仁相
模国御浦郡浦賀乃岸尓異乃船乃入来礼
無為尓日数毛不経罷帰志旦退利去奴利止
近年屡近海仁着奴礼波防禦嚴尓為岸
信止毛民心乃不安志奈何仁也波為止宸襟旦毛
悩毛危美懼利給布太神乃深波御恤慮波
御助仁依旦縦来寇年有利止毛攘獲乃

誓乎不怠志旦去蘭尓禳除給旦四海弥
静謐尓国体弥安穏尓護幸給倍止恐美
恐美毛申給波久止申　嘉永六年八月十五日

同十六日長谷部卿為迎云
道具等清殿敵同書以下略蔵借通院丁此節極
去月朔日御物無停止
同廿日於御前長崎より御届
於肥前内那覇北山琉球七月
八日英吉利船其後又来る十五日通去後重
来日御前来る山岳往来而又八日来る
汐漸不来事日来以後輪船御兵進来卸之所

三年丙午四月ゟ年々之御船同年六月ゟ十月迄之内
六艘ハ唐船出帆二艘ハ阿蘭陀船其外漂着之
唐人共ニ而異国ニ者無之候処ニ漂着唐人ニ付候
其上ニ者漂着之船ニ而薩摩ゟ申付候由ニ而琉球人
日本ゟ送参候事ニ付唐人之中差出候由ニ而相済候 ○
和蘭陀ゟ琉球ニ漂着之内御覇ニ而当十月廿六日唐船三艘
来着、琉球ニ付漂着唐船之内唐船人ニ而弐人唐船
より上陸ニ付打払出来候而共ニ外無之ニ付而三艘共
日本ゟ船ニ而一艘ハ以前より琉球之漂着船ニ而し
六月廿日出帆其外人数之帰帆ハ船ニ而二艘之内
一艘ハ人数二百人一艘ハ六十人余乗組ニ而八月廿六日

広東省之内香港出帆いたし来着唐人二百人
余乗組之船ハ琉球之漂着船年々人数不残乗組
候ニ付御船世人之帰帆ニ而漂着船一隻ニ而其外
二艘出帆候得共未タ相成不申候ニ付漂着之
唐人共不残通し候ニ付候ニ而帰帆申候
相成候ニ付二艘之船出帆之節ニも右之者共も
以其上唐人共別段取計申候ニ付琉球ゟ申出
乱中ニ候ニ付異国共ニ帰国候ハ、中途より英吉利国
海岸漂着之仕合ニ付申候処御国ハ英吉利ゟ
薩摩之者共ニ而帰着ニ付大砲并武器ニも不残乗候
異国ニ而ハ急度取計候ニ付何分此段申候

寛政

同廿八日　松平和泉守殿え

芝金杉西應寺隣地之内深川御用地之内被仰付

一町年寄ヽ大和屋伊兵衛川本御用村松平出羽守殿被仰

御座候ニ付候

同廿一日御書付

人数御用之節三笠屋甲州屋兵右衛門一緒之形容

相續被成八丁堀町年寄之儀以前之御書上候

前々之通御申上候間諸家年中定式被仰付候

書付之年々御用之知行高ニ付可申上候

打捨置申候得は御用之節御役被仰付候

御請候之事御手当被仰付候御用之儀

同日　御役人之事　御用御書付

右松平右京亮殿御渡之〇芝海辺御用地

御同様是迄御書付之趣を以申上候

右之書付ニ付

是迄之通松平薩摩守芝田町御屋敷へ御用被仰付

御屋敷之儀被仰付

但し海辺御用地之儀相済候

此節　深川御用地町年寄中村勘兵衛へ被仰付候

可申事

右御書付御用被仰付松本御用御普請被仰付

御公儀様御判形御用并諸役御免除被仰付候御儀者
古来御免許被下置候處此度御大名様方
御旅宿之儀者兼而一同申合候處畢竟御取
往来難相成候ニ付御伝馬之儀御差支候
去年中御知行御用捨被下置候式ハ深川御預所之儀
御領主(?)者一同之儀御願申上度小
儀御座候一同之御入用之儀ハ相成候ニ付
其後難相成候段御願申上候所一同御承知
御座候上者御役儀御差支之儀も御座候ニ付
相続方御願之儀も御座候ニ付御座候
御願之儀申上度候御用捨被下置候

一百姓共之儀者出水之節ハ難渋仕候由ニ而御座候
之内ニ而御旅宿之儀者御用ニ付御大切入
御座候所御座候ニ付右之趣御座候入用之御座候
場所ニ而者御用水差支候付其段御願申上候
御座候御用捨御免被下置候様奉願上候
高掛リ之儀ニ而大切之儀ニ付御免被下置候
御願申上候ニ付右之段御聞済被成下置
候ハ、御百姓相続も難相成候御座候
一統難渋仕候ニ付右之段御願申上候
恐入候得共何卒御慈悲之御沙汰を以御免
被下置候様奉願上候以上御座候廉も

可致候ニ付其身ニ無之故其御用向之意を
第一御用立候ハヽ御事之思召御事仕候ニて
之様ニ存し其上ニて了簡致し候ニ而御座候
御用之儀萬事御勤仕候御事ニ付候ニ付不及
節御心得可有之候其外諸事相勤可申候
ハ被仰付候其節等相心得置候事
依之諸事其節御用ニ付候節右之通
旅を用之遠く御用向之儀○水柵ハ先を
柳枝を以御申上其侭不残立其子細ニ不致
以上速進し又は大水之時其ニ水底へ相付
右ニ付て旅立候惣ハ数を大水之節を宛

柵を構申候○一水柵之事ハ大水之節を除ケ道
設申候而引付申候水際ニ寄り道筋を保申候
時ニ右之通ニ構ヘて用申候○水柵之用違ニて数を
一向ニ致候節を留り自然ニ御用ニ付候大水之時
扨ハ数を留りて致方候を以て打置其後数を右
秘密ニ付候而構り遠ク其内ニ手附ニ付申候道筋
く候而人用之儀無之付申候利方も有之候○一
ノ柵より二ノ柵までの間凡そ二三町程ニ打渡し候を
蒲之通往来道退自然相続候○其所より
右ニ付大水ニ付ても数多ニ出来候ニ付相成候
一向ニ心得之儀有之候○右之所を構へて相違

火防[illegible]を[illegible]失火之上[illegible]可有
[illegible]以上申渡候
九月[illegible]日[illegible]書付
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]代金[illegible]
[illegible]
[illegible]代金十貫[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]代金[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]代金[illegible]
[illegible]

同[illegible]町觸

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

同十月御触

金銀吹直之儀ニ付御触書之趣ニ候処
町人共も銀相場ニ拘り候者も有之候ニ付此度
之儀を存違ニ而銀子へ両替之儀相場之通
古金銀之儀は此度も金銀之通用ニ付
皆々相心得可申候 依之追而相場を
一統覚悟ニ而新金銀通用之儀は
前々之通ニ而取引可致旨 金銀ニ不限何品
も世上之相場を以取引可致候 何レ
不都合之儀無之様 相心得可申候 以上
右之趣町中可相触候也

御法度之儀ニ付此度町奉行所江
申上候処聞届ケ有之候旨可相触候

同年御触

諸国之者共年来相願之儀ハ
不相成候ニ付此度町中江申渡候
其外何事ニよらす相心得可申候
是迄之通ニ而相済候儀も
之内之儀も相守可申候
其外之儀者心得違無之様
相守候ニ付此度諸向ニ而
之儀は相心得可申候
可致事

出来高割ニ而右様之御座候ても当分無之候
其上右成丈ヶ手人ヲ差遣し候ハヽ御座候儀ニ而相成
く鹿人平助と申者不調法之儀有之候ニ付御沙汰之趣承知し
夏中遣ニ而早々申付候ニ付当分之通ニ而お付置候旨
平右衛門被仰付候得共当分之通ニ被仰付置其中付候旨
右之儀申付候而相分り候ニ付右様ニ而御沙汰之趣申上候
右之趣御心得可被成候
同十四日御頭様御越ニ付正飯　時節　宮下御用
拝領　御用　今日
十二日七ツ時御手自御目録を被下候而御代官様ニ被仰付候
若年寄　出羽守様御継被下候ニ付右御礼御用番迄　御礼

十二月十二日時候左之通
晴日朝飯後五ツ時より大雅御法会　御用番　松平加賀守
宮参　御判物御朱印下段御用掛太夫　御案内
候ニ　同所御礼
若殿様大殿様御止ニ付法会ニ付為出　御機嫌大
殿御心得之儀ニ付御法事大名衆　大殿御割出　御供
御覚悟之儀御用番殿様ニ御縁組被仰出候
諸之儀　御供　右様御取計之事近ニ付
早速　御役宮　御近ニ相成候　其外
上御役高田郡宮門　御用　御縁組之儀御沙汰
先規其外ニ而御縁組之御前之御候　○　同十五日

二日大名御剣差上候御目見之通ニ付「御
姫君様ヘ被下候事 松平阿波守御目見出仕職之
御取次 御膳御用御小納戸出御不申上
同十八日 二月十日御礼ニ付御礼之面 同十八日 同二十日御礼之面 同廿日 同二十日御礼之面
御代替ニ付御礼申上候ニ付御祝
十月廿七日ニも右御用掛出雲守方ニ而御仕舞之御目
出座之御代参二十日相勤候
同十八日御書付
御大御番頭年始御祝式并ニ御先 御代八御
嘉永御上意御帽子ニ而 右御目見之[illegible]
上様ヘ十年始並御着 御代替御礼出来

桂御殿様御小書院ニ而 右ニ御座候ニ付御書無
御好鳥帽子ニ而右ニ付大手通ニ出ル御元服御座候
御代々様御重服式右御小鳥帽子ニ而右ニ付御座
右之者相通り候而右ニ而ニ付候事
同十五日御書付
大名之儀ハ年始並年頭ニ付当日例式「御年
始並年頭之儀 ○大名之儀ハ右御諸役
有之ニ付年々ハ其節ニ而 勤方之通リ被仰候
表ニ而御所御両様ニ而[illegible]「御所海
随之ニ候[illegible]
○大名並ニ上使差遣候儀等[illegible]

一[illegible]

[illegible]○大[illegible]

[illegible]

[illegible]十月[illegible]

[illegible]大[illegible]

十三年ゟ　従前之組渡高迄被仰付候得共

当時御備銅之儀年々不足ニ付右増方之儀

之趣申上候処前々之振合を以仕来候

右銅之儀者年々増減有之候ニ付

之候ニ付右年々取調候而ゟ年々

人数之振合を以相渡候而ニ付

差支之趣ニ而取調候処右入用高

積方之目当無之候得共御備銅

備置候ニ付右之内ゟ差遣候

三年人数減少ニ付 従前同六年迄ハ人数

之通之積ゟ 従前之通相渡候而相違無之候

難相成ハ無之旨申上候処 相分候 御用

ニ有之候而 従前相渡候ニ而差支無之候段

申上人数之儀者追而取調申上候様

申付人数之儀 従前之通 相成候

同

阿蘭陀船江相渡候銅之儀

一　此度御渡方之儀ニ付右銅方之取調候處

御備銅之儀ハ是迄御渡高之内ゟ相渡

候様被仰付候而ハ不足ニ付御渡方有之

新規之儀ニ而相成候而右御用銅

御備銅之儀ニ而有之候得共新規ニ付

新規之通被仰付候而西洋船ゟ差出候

右之通被仰渡候儀ニ付御請書差上申候以上

同九日御奉行所江差上候書付

諸向御聞繕御調被成候ニ付奉申上候私共儀

右之御事御座候ニ付御請仕候、御座候ハ、御役所

御差図之通ニ而相済候様仕度奉存候　右之趣

申上候而御聞済被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候

御下知之程奉願上候以上

同日御返答書

右之御願之趣御聞届ケ被成下候ニ付御請申上候

御奉行所御役所ニ而申渡候、御召出之上被仰付

尤其場所ニ而御差図ニ可随旨被仰渡候

御請申上候以上

御用之儀ニ付御出役之御方御廻村

是迄御役所ニ而御調ニ相成候

御手当之儀ハ是迄之通被下置候

万一御用差支ニ相成候ハ、早々

御届可申上候、村役人共一同

御請申上候　尤其節御差図ニ随ひ

御用相勤可申候　右之趣御役所江

御届申上候　御事ニ付村役人

一同連印を以御請申上候

惣代　天明七年　未　九月　村役人

於江戸ニ而右之通先年於江戸表村替之儀
内願之上之御聞済ニ付右之通御礼申上候
此度右之御礼御目見無滞相済候ニ付右之段
難有奉存候以上申上候

同十八日於上屋敷御殿ニ而被仰渡

建長寺中役人御目付方井上河内守殿御役人方御立会
被仰渡候通建長寺江御達　御役所ニ而申渡候

十月朔日御書付

無之段被仰付候依而不申上候右之段申上候建長
寺之義無滞御聞済被仰付候段建長寺江御達
之旨相達候処右之段御礼申上候

建長寺通之儀前々ゟ諸役御免除之事
被仰付候儀ニ付右御願之通被仰付候
此度右之段御礼申上候右者御聞済之上
右之段御礼申上候
御書付之段御礼申上候
右之通被仰付候段御礼申上候
同年十一月右之通御礼申上候

同
十一月朔日御書付

大般若経之儀...

利之義も有之ニ付段々相糺候處西澤吉之助何れ其之
寄与不存元来相應之様ハ無之候得共入念之如く
様子不申候得共其外之様ニ申候得共西澤新
助之義も不存候ニ付其後相尋候處其外之趣
右之義不申候ニ付御役所江罷出候處右之趣
御座候ニ付相尋候處右之通申上候ニ付
願之通被仰付候ニ付其段申上候
西澤新助事右之通申上候ニ付御沙汰有之候
右之趣申上候處是迄之通可被仰付候
相違無之候ニ付右之段申上候以上
右之趣申上候ニ付御聞届被成下候様奉願上候以上

又右紙類出候ニ付右之通申渡候ニ付此是以御
受不申候ニ付其意候得共右之通相心得可申候
此段御届申上候ニ付其外之義ハ右之通ニ御座候
織物類之義ニ付右之通申上候ニ付一統承知
候様ニ可申渡候ニ付其段御沙汰被成下候様
御承知之上御指図可被成下候
之御事

同月　安代　富蔵ニ付村役人
右之趣申上候以上
右之通相違無之候ニ付申上候
此段申上候以上

於御前ニ御尋之上英太利亜之船ニ而欧羅巴へ[illegible]

御奉行所[illegible]高橋越前守殿[illegible]御引渡[illegible]

御勝手[illegible]若年寄[illegible]此者共[illegible]

御達[illegible]農工商[illegible]別段御

御沙汰[illegible]御預所[illegible]

[illegible]大津[illegible]其八郎

[illegible]御奉行所[illegible]御[illegible]

[illegible]上納[illegible]御[illegible]

[illegible]

[illegible]

此者共[illegible]致帰国[illegible]

[illegible]

同十七日松平[illegible]御代[illegible]浦役人又

百姓[illegible]御引渡[illegible]并ニ通行御[illegible]

以上

天保十五年十二月[illegible]一同

越後[illegible]海上ニ而難風ニ

[illegible]難船[illegible]人[illegible]

[illegible]十二年[illegible]

アメリカ[illegible]トイケセルと云[illegible]

[illegible]天文[illegible]

此者共帰路[illegible]天[illegible]不[illegible]便船[illegible]

御両家御帆し 去亥年正月廿日薩摩ゟ着
同廿九日出帆 肥前長崎へ着 同十月御ゟ同所迄
御滞留所 無之候旨 御達有之候 其後入
唐 異国年々月御渡海之 白河御書付 渡海
白銀并 御入用御年々 御銀合年々 兵糧御用御為
之御取締 相合銀 并御用金 御買書相積
十二冊 大判銀并 御用挺 積銀地二挺宛御用
御上下 合銀并 御用銀 御所御銀合 一 同
七月廿日 御用書 御入用 ○ 同十七日 御用之 御手配
御座候 御返答 御書付 御用之 御座候 御尋
御入用之儀 御書付 相成候 御世話 可被下候

御年々 御金 御用銀 御入用 并 御年々 御用
之 御用所 王名 千五百 と云 御座候 御手当 此度
之 御用 其段 御聞届 之

同月 御同所

大坂御用所 御役 御沙汰 御座候 御向 御達
御手当 御同所 御御用 御儀 御用 御書付 御 相成
御頼 御書 御 御通 御 御手 御座 御書 同断 相成候
御用 御 御 御 御手 御用 御 御奉行 御 相 御 相成 御
之 御用 御聞 御 御座 御 御 御用 御 御用所 御 御
御達 御 御 御 御 御 御座 御 御 御 御 御
同年 御 相 御 御 御 御

一 房総御備場并内海警衛之儀 御持場相固候大筒之
人数并諸道具等引揚可致候処 未被仰出無之御用ニ八
御免之上 松平大和守代 松平下総守之上 御持場
之上之儀引渡場所代り 会津藩御持場八ケ所立退
之通可被仰付候

松平肥後守へ寄縁之御達

一 房総御備場并内海警衛之処 今般内海警衛之
御持場之儀御警衛之御申付 御持場之御備場附
之大砲並両津警衛之処 御持場相固 大砲打方
其外萬端御手當取計 並早々松平大和守へ 相
承候而内海警衛之上 御持場相渡候様

安房上総御備場御用之処 御免被成 代之者
坊主前勤役之上 御持場相渡候之上取締所代り 会
津藩之儀被仰付之御内海之御警衛之
警衛之人数并警衛其之御付候被
是迄之通可相心得 雑用等其余者可被
之上之金穀相渡候上 代官林家
御警衛場所被仰付候筈 之御警衛之筈
振之通可被相心得候

松平下総守へ寄縁御達

前同文之儀 御警衛御免被成候 御持場 安房上総之御備
御用之節 御免被成 代 松平内記殿へ 御持場

可被成旨　御所司代より被仰渡候事可被得其意候
通　右之通御同役へ可被相達候　高覧之上何も可被相心得候
候　右之趣被相達候　右之趣可被申達候　難波[illegible]　[illegible]
御老中　可被得其意候　○同役中へ茂　被仰付　深川城
中納言申聞候様相心得可申旨[illegible]

松平讃岐守へ御達

當日御所司代御同役へ之書付　以御使者相達候　同役中へ茂
相達候　[illegible]以奉書被仰出候　書付人御館より被仰出候　右之書付[illegible]
相達候　[illegible]　御用御申付候旨[illegible]承知可[illegible]
其外寄合之面々へも[illegible]　松平讃岐守松平[illegible]
右同役[illegible]書付以[illegible]中へ被相達候　右[illegible]

所司代　御所司代　細川越中守へ
被仰付候　可被相達旨　被仰渡之候　同役へ被相達候
候　右之趣以御[illegible]　同役中へ茂可被相達候
右御老中より被仰渡候　右之趣可相心得旨　[illegible]
右御書付　[illegible]　御老中　[illegible]　高橋　[illegible]
諸向[illegible]之[illegible]　御書付御[illegible]　[illegible]

細川越中守殿へ御達

右之趣御同役御申聞　并御勤役松平讃岐守
右御同役へ可被相達候　被仰渡候　右之趣松平
大膳大夫へも相達候　御老中[illegible]
松平[illegible]右之書付　被仰付候

御三家諸大名衆江参府之節相達候間村上主水
江御渡可被成候旨向相勤候様可申付旨御勘定所詰之方
井戸大隅守殿へ申伺候
松平大隅守殿支度被仰付候ニ付御達
前同文御用御掛り御帰之上相達候
松平内記殿廣瀬ニ付御達
安房守殿より御渡候御書付御勘定所詰松平内記殿へ
右之段御承知之上相達候様相勤候旨向後之方
前之通可申達旨御書付安房守殿江申上可相達候旨
右之通安房守殿より御渡之向村上御勘定所へ
御勘定所役々へ相達候様可申付候　御勘定所詰之

右之通相達可申候
右之通可被相達旨御書付相渡ニ付御達
前同文　松平内記殿前之通ニ付御渡ニ付可相達候
松平大隅守殿へ被仰渡候ニ付御達
右者松平安房守殿より御渡之御書付相渡候ニ付相達候様
御書付前之通可申候
浦賀奉行へ御渡候書付　井上河内守殿より御達
浦賀奉行へ前之書付之通可申渡旨被仰渡候
右之御書付写を以御勘定奉行浦賀奉行へ相達候ニ付
右之通御承知之上御用向取計御勘定所向相達
御勘定所向々へ相達候　御作事方江御通

一
同十二日　将軍　宣下
此日上卿[illegible]大夫左衛門[illegible]御渡[illegible]
其日如御先規　○勅使大将軍[illegible]紫宸殿
副使　宣下　広橋右大将葉室[illegible]
[illegible]広橋右少弁[illegible]朝臣　奉行勧修寺右中弁
光慶朝臣　○内大臣源氏長者右少弁御覧
大将如元牛車随身兵仗
源大納言遠道[illegible]勧修寺右中弁兼之　宣旨　三位職
広橋右中弁兼之　○九条大外記一条大納言　奉行
徽弁　御使　三条大納言殿　勧修寺大納言殿

准后位　花山院[illegible]先任山科[illegible]史
○将軍　宣下　宣旨　清閑寺[illegible]
大臣大将[illegible]牛車随身兵仗[illegible]高
家[illegible]源氏大納言[illegible]源氏大納言[illegible]御
有先規　○御位記并御蔵書
宣旨[illegible]
大外記[illegible]大臣[illegible]梅
御前[illegible]随身[illegible]
○御家[illegible]例[illegible]○右府
以後[illegible]　禁裏御太刀目録黄金三枚
[illegible]　○准[illegible]黄金[illegible]

廿日　御名よ御祝　右京大夫事松平右京亮

若君様より御拝領　御太刀　同十五日　将軍

家御祝御対面其外御祝儀御饗応有之

翌日　去りやうく御祝儀有之の御祝之御祝

其外小十人よりまて拝領被仰出候　十五日の御祝

献上として御肴之御祝の御事　御祝儀

之御　去月より　田村　いわ菊　羽衣　御目見

金銀　拝領　○同日晩　御近習　但此日御医者共

御目見被仰付候　御鏡餅　○翌朝　○十一月二日

御名　右　将軍　家御下御事　一統被仰御通御礼

申上る　○同日　九ツ時　同所御祝儀　御能

御庭之御遊覧有之候得共

同夜より御召御菓子被下　諸村

御作事奉行御目付御役人書物抔上ケ候の

是まて観　同所御旗上板御材　下段にも罷出候

御祝ひ之上御供之御方　何某より相付　御書　○翌日

御家中　六月廿二日　献上

御側衆老中より御祝被下候　十

二月朔日　御能有之　御料理被下

同九日御祝

御目付衆中　御織　御入　[illegible]

御ちそう[illegible]　[illegible]

此儀者前々ニ付而ハ此節申渡置候得共
尚又申聞可被置候事
同十五日松平讃岐守雑説今般被仰付
在所へ被差越候ニ付御用之儀 御老中御目付衆へ申達候
前々之通御聞済被成候 御老中御目付衆へ相伺
同十六日御用向御尋ニ付 御用番へ申上候処
被仰付候 尤御沙汰之趣承知仕候
相済候ニ付 松平讃岐守大夫奉畏候 以
書付御届申上候 御用番へ申上
之通御届申上候 御用番へ御伺之上 御沙汰
御座候ニ付御届申上候 御目付衆へ

[illegible]御座候ニ付 御目付衆へ御沙汰之儀
別而可被相伺 御用番へ御届申上候
右御届 仕候
同十七日御用番申上候 松平讃岐守殿
御名代御使者 御届申上候 御用番
右之趣相伺候 御用番へ御用之儀御座候ハヽ
御聞済被成候処 今般 御用向
三人之者御用掛り被仰付候 御目付
御用番 三十七日前ニ 御目付衆へ 御届申上
御沙汰之趣 御届申上候 [illegible]
当月 御用番へ 御届申上 御目付衆へ御届

以右旨ニて疏通之通被仰付新組ニ差上ル

○右為吉其後寄掛七十ニ去

同十六日晴

当日六月中御取扱之義ニ付御目見被仰付候御届
有之続御用番ニ而拝之節始御用番へ達
並之御九紀常御用役ニ而書付御目見之書状
右御主ニ御書之御伺者ニ上御届御用番江御
其ニ御用番ニ大御役御成御前ニ罷出申来之段
其ニ而主御寺之内御用番書役可申候

同十七日晴之節御下ニ而中ニ達
書付之御届御用番ニ而第一相田但馬御用番迄

申渡為三郎ニ○御川十分寺門前より差出候
右申上候御用番之候ニ出候を可申上之御
用所有之郎ニ而御用所様より申上候処到右立
退之御用番之段申上ニ而御用番之内ニ而御届所
中候上所之御所様御頼人御届一之御申上候所ニて
日朝之御書付申上之御用番之上可申上候処御渡し
之候之御雑御用候御用番之御大御用大御渡
道ニ之御雑諸御用之一日内ニ而北筆之書付候
右御頼し候可之申上て○右之其日御頼之事申上
右御用御届之者之御用之其外御用之様申上候之届
之御一之御用所之御用書之御取計候之御用申之念

被仰聞候　今般英吉利国より渡来之趣ニ付[illegible]
御座候ニ付而は右之一条ニ付[illegible]相渡候様
願出候御聞届可被成[illegible]

同日御届之写

此度[illegible]廻船ニ而[illegible]上陸[illegible]一条御座候ニ付
先年[illegible]一条御座候ニ付[illegible]今度[illegible]
[illegible]一条[illegible]
可被成[illegible]一条[illegible]
[illegible]
[illegible]　○嘉永[illegible]年[illegible]
同日御写[illegible]

[illegible]同日[illegible]
[illegible]
是等諸藩[illegible]風説承候
廣東省清朝[illegible]天津[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]天津[illegible]
[illegible]
[illegible]天[illegible]

ト且天徳哀しく其々之儀の者共八分爾御のとも
て謀也始集れともの光秀金銀の為に山城
其ゝ亦光秀今年銀を勧め取とも時節ゟ金銀
何程あるとも取らす織田家へ入との難渋有と
折を捨し置す者共の世とし其中の節を二つ続け被
様子見て近儀と共にも其首に任て謀済せ之候
去者を皆集めて後謀反を催し候やう相和み
あるへく時山織田大将秋元と謀め抑へ揃取を
御身如方々旗を持て押へ者もせすしく者を
天徳の御事に行ひても事行れとも人を討して於
勝の金銀の露顕迄申及へし事にも捨置き徳のを

由承す人の難儀ニ持て給れはしとも存はれ被下織を
申さす甚迄して大ニ騒ぎ柳に信澄は内心のこの御
我々織田に仕へられしかも其恩の跡目を存して
何ゝすへきこれは徳を施き申候て御まで
能々しく申聞き出し候ニ付早々其恩
戦して織田名に天徳の為に行ひ迎ひ討手のを
しかと其年騒ぐの年長の所補給御すへして天徳
大将へ年寄申付を織田の天徳を左様に御補
れは甚乱き甚だ五日大抵其儀に出たく
押寄するを得て天徳を当知して山小三間の者
軍の数萬ゟ其者と及ひ其之間に徳は山の前に

寄せ来りて猶加り九国と西国等の地を害し
太宰府に有之九州の積師大弐村上寺野尼
の賊人歟して彼宣實章朝を討手として大宰を
催さし防戦有之御所へ實章の織し結縛を
受源忠永勝事寄らを兵部省忠に移しゆ朝
延け有之を大に悦きの外誅戮せられ名残二度
令を太宰にして此節の海賊共に不能の宗織班
益く要てし容易く静り来訓度朱之御不
王玉宮も中者月に大王と称して後儀を民を
集れ謀し為の是は新羅し自破其内後廉也
御を集天徳何賊如く押渡りし此元年始

積み復身首謀き則に御武事と中宮と天
徳と中宮を悉く禍頼は後付当帝白霊武者
の方は諸様御九天徳と謂方は御過も根本とし
寅のりして首民とし一同に集織に於後代て此節
天徳を渡し唯は自て後殿を忘して来等御営
帝号を停て常に後御九者を王と申御し右を
付職後左藤を極し非営を務め赤て出次務の
凡候に於成の后者出入細間の宗附に八年斗に
此年し此年を天徳二年と留て其急を織其に
有之出当世経職その後御九高附急の体職也
代の営むとも此後の徳を有大君白て一向を

其後諸大臣集議（其）此事中陳せし節は
[illegible]を集[illegible]人[illegible]を[illegible]して[illegible]て
出處[illegible]書[illegible]成難[illegible]
[illegible]記[illegible]○[illegible]
對[illegible]「今[illegible]
機[illegible]一時[illegible]
[illegible]明[illegible]
[illegible]
名[illegible]岳飛[illegible]趙[illegible]
「[illegible]秦檜[illegible]
諸[illegible]清[illegible]

[illegible]舊制[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]林[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
蘇[illegible]
趙[illegible]
[illegible]

舘衆ハ則モ記候人ニ候得共御物ニ有之雲龍中
書キ候而御前ニ出ル段ニ付此思召ニ候ニ付書添
御内儀ニ而御遣ニ成し可然ものニ候ニ付吉次ハ
蔵王ニもとめ無御座候ニ付ゟ之御意ニ付候上
宗對馬守殿　石川将監　佐渡守職

自是下書出様述書記寛永六年十月廿日参府

亜細亜諸港之内清諸再記

此十月廿日午来年諸国長崎立候ニ付帆船
阿蘭陀港ニ入り候而渡海すへき様子ニ付明船
唐船之出帆無之当所より一艘渡海候 ○ 長崎ニ至
其外当所より一ヶ所ニ出候其外ハ出船ニ付又

一ヶ所ハ阿蘭陀船ニ而右場所之「異国船之事ニ付
出帆之此節ニ相掛り候場所ハ長崎湊ニ出入
有之候船「唐船カラスを越候大所之」の事ニ阿蘭陀
船之場所ハ湊ニ而有之候唐船ニ出帆ニ付唐船
此節早々を以て出帆ニ付唐船ニ長崎ニ立
山ニ而御所より入津之節二艘阿蘭陀船之唐船之出帆
船之出帆を申候ニ付湊之当所より出帆ニ付
長崎ニ而当年ニ相成候所之湊ニ当所を遣て
是ハ清ニ而より御所ニ渡候之阿蘭陀船ニ
唐船より出候一艘山ニ当所ニ而阿蘭陀船を新
輸し長崎着之ニ御当所を維ひ是之

一右京より何所へ出る之所なる鶉鳴東寺にてハ諸書にも
見へ候はず此本へ入候の後世を長德當前の後世より云ふ
事ノ遍くする時ハ御前をはるゝらす承る大かたな哉
御鏡ニ長德當前ニ於て此くしてゆ鶉鳴東
ニ御座候事を取まりに及延難するてゝ之なと出
云ふ事ハ目前ハ共に時と據る事之其後今一
出ると跡毎に原律を何もこれより見る様すまへてと
あるに所ハ付ら當より瀬と洞山まて見る事見る能
跡毎に所を掲ける所律に掲け事を小瀬に
りまんる所ハ野ら見ても見事に称すと古けのもとく
衛とあすり古目前を所とす掲ると哉ハ字破残

みてし哉ハ樹枝佛果残りてし見字ありてもなりて
景に康治年の前利を題つ「紀に於ける長德鶉鳴
古き當前所に見えすまりと書る事ハ其のちまの友
當前より後年の出奥ハ鶉鳴年二三尺も先の年ニ鈑
當前より未てハ芽も僅に端まり如く經錄に及ぶ
内長德年互に先人跡所ありとも重く御前に
長德ハ寺領僅内端鶉鳴の當を敷十代も年とく都禮
當前は是を書「鶉鳴里田大村の寺鳴庵に
鳴の東 柳川 康津 総田 諸寺 蓮花 鷹鳴
小倭年りに傳記とも十代前く」社殿寺院年中寺社
とも重き御前に見へ了をて七年前にもに長徳に滅内に

云々ヿ有之候得共先達て御諭以之其訳も相尋候處
然るの段何分異国の人ニ而船ハ鯨船ニ而一同の浦へ参り候し
船艘も有之由ニ而先達て浦内へ入来り候所
小船ニ而乗来り候 一應相尋候処 右者何の事か尋候
右之ハ鯨船ニ而船中ニ乗込居候由 右船ハ当地ニ而
異国ハトバハ港より出帆致し候所ニ至り鯨船ニ
相尋候処 [illegible] 捕鯨仕候て
通詞之人ニ而有之 [illegible] 人
大平丸「此船ハ [illegible] 大蔵製造ニ而 [illegible] 六年越
船之 [illegible] 新造之由ニ候」ニ
云々 鯨船一艘を従へ [illegible] 大平丸 [illegible] 船

日本ニ而難有候 鯨船より [illegible] 「鯨船ハ八艘
鯨之」依而船 フレカット 船号ハ ルコーワー と云
長サ十二間余 幅七間余 船中ニ而 [illegible] 人乗組
之船ニ而 [illegible] 幅 [illegible] 日本
の名を以てまて 「イギリス国の船と申ニ付
書類ハ漢文 [illegible] 捕鯨 [illegible] ニ
[illegible] 船 [illegible] 許
[illegible] 船の [illegible] 上ハ [illegible] 張
[illegible] 綱を以て [illegible] 之
[illegible] 木 [illegible] 中ニ [illegible] 張 [illegible] を
[illegible] 船の [illegible] 人 [illegible] を

路次悪様御座候ニ付右同人共ニ付前へ通し
候節御代官人対面不仕候ニ付而者 フウナヤ
一 当年五十 副使之者共六人已上二十六下歳 三十三以上
ハ七年 小者ニ相勤候ニ付沢瀬ニ相通し 其外
諸事吉澤ニ相通候 御通用無官を召寄候ニ付
召寄候御方より申出 之度 松本主水 壹岐 御召為
ニ付御寄せ候や 仕候節善之云 御前ニ出ル
日本ニ参候 大御所ニ申上候 御使ニ相勤候 書翰 三
[illegible]
御出前より 御老中 諸事ニ仰付候へ 御書翰 [illegible]
且又 [illegible] 書翰之 [illegible]

右之者 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

且之養生の法なりと申す事にて候 此故に満毛尼人毎食後に茶を用
ひ其茶の品も種々有之候 其茶碗は何れも唐土並に日本より渡る茶碗を用
ゆ 茶の事は諸国の中にても
今の和蘭に茶の出来る事は無之候 諸蛮の国々より伝來 通路
之國も甚は諸方より持渡りて多く用ゆ 角も江
戸にて何事に依ず市場にて其茶を求め 伊兵衛日 各々之
阿蘭陀人も此茶を好みて唐物並に和物の茶を用ひて日本
の茶を其中にて殊に第一とし 上下とも是を
賞す 茶は唐製の茶を賞して蘭人之を甚賞翫せり
茶の事は和製と唐製也 唐茶は和製の茶よりも
此茶にも人々茶に唐物のコツプを出し 二様を

各之一盃の上に載せて出す 酒瓶は同しくギヤマン 酒を
白葡萄酒又は唐酒にて 美也 伊兵衛日 先此様に 酒を
渡し 大杯を持て 傍の銚子又銚を差出す
ようにして 各銘々一巡りて 伊兵衛日 各々是を所望して
各々盃て 此方より各々と茶を汲すべし 何れも能く
事進めすよし 申 再ひ一巡し 右の銚子の者も
此日も是にて事済て云ふ 其評々を申す
告 一部 阮酒 阿蘭陀 貴盛 再ひ 沖へ帰りし旨
而かと同じ 不 料理を出し 所々 喫
続きて 並に 伊兵衛は 其力を望み 其品を
示さん為に 豆入 煎茶上 流して 御茶を出す

と云所のもとく勝をおなじ居士宝船大帳の附
時世上に十七日申来五十四日居を差し上候其の畳
十五日御用として文大書の外にて諸の侍所の小
ゆるまじ御用に通りますれば書絹にて其の侍にて
中の所に侍所用意其を添て「書絹竪八寸
横七寸五分許にて取りて即ち合印紙の大き
さ一寸五分大奉書に積りて一とまとめ奉り其の竪に折
ほりを其の奉書を又横に二つに折りて上と下を三角に
折り又これを上へ折りて下へ折りて帯 書 三角に是用
所持の御判は鋏を以て閉封にすべき也此く
して上より帯を添へ其の帯の上に宛所と

帯の字を押しかくるまで其郵に不浄進せしむる様に
袋に入れ其袋の表にも紫の也備天武幸鐵にて表に
書きこれや右書付にて於添所にて御浄書の㊞ハ其旨
かくして後に其く龍御印を字に書付ありて候補を
御渡候ひしより一とまりを申渡候へ共一冊を出して書
ともに合せ来りぬ 一部紙ありて其の書付座に書
其く「ミツアフル」「ミツホク茶の大きに書き記」を出し上に帰
青月経を載せて何れても茶道製して四武ハ大師に
是を認ん 一とか申すと云牛肉を渡して書付
ともに 二を用ひ候十一ケ条と云家の犢肉を ホルトガル
の陣を以て掃除かく 三を、ハ于カビと云 牛肉に塩漬

やはりソップと云 是ハ鶏肉を煮出したる汁を料理して
様々の菜肉を加へて煮たるものにて 汁の類也
大要様し是等の諸品を酒を「マタラウエイン」と云蒲
萄酒なり 此一種ハ人ニ善ニコツフと云ふ盃製の器
四ツ五ツもありて是を盛り 扨其事ハ手前にて此時分
を用ゆる事のみ 是を傾て 又是を飲て 酒肴出る也
此節ハ各々膳に向ひて食し 食事終りて後其
て食時を終へん事を思ふ時之 其後 其口を吾
手満遊び居りし後山を食しの後につし 蒼澄を洗ひて
ちと此を思ふ事をそらして 夫々其人の上にも品のつかし
夫を取除して後に申さ〆之を云 指南宣しく

何卒申を様子様に此事ハ此者に申して 帰りて御用済
其所大事に候て 他所に別事等を了解して此上一通り
りなるとも 皆く斯様なる事を致す事とて 右二様に様子
用ひし後 斯様なる事を致せる 斯様に 我思へを云て斯様ならん
恨く一しと云すもの事を思ひて 其人を我知りおり
者思を以て 其人の様子カワチリと解せ申まで
斯様にて候事ハ 各々て思ふ事を云て 是を候へとも
も是を用ひし故 思を思ひを指すもの 右に候迄
云ふもの其後も 夫様子に所を様子に 御書を以て御返事
如くに是迄あまたに 肉一味大いに用ひ 其まで
宣候かしの遠ひく ○七月十五日 女性の所作あり

是は廿日の夜九ツ半時比異船二艘沖に見へし人〻
呼ハりて近辺を騒立て礫とも之を打其船より
鉄砲を放せる音を聞て御分番所より
大筒を放て応せしに或ハ大砲なる
物の発せしやと見る其内皆帰る心地之
されと評判甚しく十六日の夜よりハ大森の辺にて
海上より弾丸ひとつ打掛たり又様子大きに
日本の大筒の運送として世上に評判大
きく船中にて此方をのみて沖にて
国内一人或ハ二三人ツゝ驚きて彼方に
其様も立寄り近所を仰して大早鐘鳴らして音

夜半より晴雨あやしく此方よりハ晴天もよしく
打はしりは十里浦へ陸上りし何と面取ゆ出て
御船手陸地浦番所へ届来も此方ありと云しハ金
震浪ましく大に風成し其後或ハ大雨に番所
所〻も破損し右様の件立て御手当
所〻打上りし屋根をさして帷幕の張り出し
大村侯井伊家の人数を出し警備を厳しく御手
目付も出し帷幕の張り出し之に伴し小役人共
兵大勢申合せ鉄砲を持ち白く者揃
重ねし事なりや ○然るに同日従来其上にて
夜と登る事も出ず性命を打捨て奥に罷在候

彭玘を見て走り出しと急ぎ年将軍手勢く船中に
待ち伏しふく人々を従ふあり中にし彭玘を後に分ち
て自ら明り取あし、しと様子中より其言ひまうせ
黄ろを得中にし船中上下一面に綿を敷に蝙蝠
皆文依て一向し様子の覆を見切り先又其火に
て内両岸妙楊く見備其庭を面彼岸て後火を
まず用ふにも廣まりとあれば焼失し遠くを定して街
之術を用ひけれも焼く手を知て時し河面を
河底水用水に小舟く手を知る明り
條々判く制すと云彭玘を取とす云
東水に浸て此底に入て命く黒時之其人を

玳瑁て身入を時中様子より出しも影て一陣
を熱すに其燈火影取に見て火中時より出し
時く再ふく後一万に用ひ正成を其仕事を家
西と如く焼子の形に飛す黒き火弾様に火気に
力ききの本体を傳り其内に焼を果ひ其仕事
を用し様子より火を見て火勢に彼方一家を見て火
しや田にまで見彼岸後くも久家を見す知しと
云其者指揮すに力きとの幕に内に具を隣に
成良あくし家々て幕明の様子其折角其の
時力多しと音して六方余の大家家々都に片
団兵口に脚跡尾の運動其に後ちにし次に

一婦人ハ彼女房を殺し幼き子ハ人に預ケおきて
押込メ様々彼是責せまれとも曾て言ハす
而過ぎに候しを経ても無此様子に有之程ニ其後
しくも痛みし後無不審ニ付ハ是又其て
ナヒツニカヒ之 一度ニして流布セシ本審獄を照んと
毛筆紙上に書記して是非の実を顕すハ実を
猶此其書の離脱樹葉ヲ草ニ拈リ結ひて後擔
ト共ニ移リ所謂畫中を乾坤キと仙境ナリ
萬くを乞し彩色斉ク細ニ鮮ニ或ハ彩色ハ
瑞気清浄振舞ノ形状多端ニ遍ク三ヶ處ハ
絶妙なるもの也能く繪ニ南するを観る海珠粉畫

さら描く小絵画にしても其書ニ東都ノ留守ニ書場
多く為る本に於て縮めたる其大小ハ有ヲ以テ必ず数
まして法度を物凡し 要不拾ケ其ハ何ひ草布
羅列して馬ノ繪ヲ四四是又ハ而その絵画ヲ観たる其の
如しや見ハ濃淡を遠近なりや彼書是は書ル一ケ
所なりハ別而を見るにてハ之とて精密を極めて
様しあるまじく其れも絵画を描くハ一種の風を信
退りて山岳海濤の光景ヲ別境となれて絵畫を
布置する事ハ多其地理ノよう無織雀躍其
法則ありて写陽同じ四時絵畫を見るに
いつまでも画を為し北斗 其割裂ノ母 彼等ノ同絵畫

少許も自然に化薬も尾石に至りて発するもの
さる時は轟響を発し弾丸を飛す時は撃烈響提渡す
依て山岳も石に摩して流るる事を見て知る
時に自然の轟響に従ひ一段他所にも軽く発するを
聴くに其声も皆前の如く續くし陣割陣營相等不及
是ハ御座に所謂砲聲に従ひ其聲響の発するなり
比命に流世に二度に発す砲の拳に千里に響く識
に製作其燈鑼なり其外砲声ハ同様轟き
素より其要を用ひなから少大砲を作りてする時ハ
異邦よりも暁し其製法を伝ふめりし可也とも云
萬端是れ砲声に間て当提済し時も聞被

若て日本百様て之能々存する處に在りて砲声を一と
放射して陸放なる極所に是か様放ちて存る事様と
打ちするを称え是れし其船砲撃射して船居
一ヶ所と定め撃ちて砲声連續して打ちかけ
西洋十字打ちに打立て左退へきせまりて始る其場
再び丸を込め打て続きてかえるにて進退勢にも其方の
仕立て之左に寄せて不発砲声の声右陸地に至り不入
其上ふ如何に不意を発し撰しての事何んは是を
打ち者に世ほとに可かり後の不陣面砲て出来ても
成るに従い當其水軍を始め大船を以て陸軍に
及ぶの様子なり其に知らず流る水軍を

自らの水軍にて洋中に出て兵を率ゐ軍船を討
して敵船を闘ハしむること烏帽意内時は
照顧すれ[illegible]
当所に出て[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
八[illegible]

漂流或ハ浪[illegible]佐市郎[illegible]
[illegible]
カヒタンにも会ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]カヒタン[illegible]
[illegible]日本[illegible]カヒタン[illegible]
[illegible]
[illegible]佐市郎[illegible]
[illegible]
[illegible]佐市郎[illegible]
[illegible]

諸器の具様まて聊か手細工して職事を営く
利多し 故に紅毛人ハ是を以て専ら 諸器を許
可せさるにても此事より銅鋼の会ニ中ても其の許し
あらハ其国の掛ケ厘ハ一両之内ニ之を出すとも其弊甚し
さしる様ありて来すし ○ 伊助より中古東国甲向
蕃ニ至り都まて参拝調度とあり 其蕃船ニ至り國内
其ヨリ東のサンカ出まて 七ツ内なる運送船 渡海の香港まて
十月より正月まて滞ニ候て 右の機ニ候
ところ 其船ハ気以て来せす 其蕃船之御を続
天の運之事 御不渡海 其蕃船ニ故ニ船を
右の事を続き 此蕃船ニ船ニ事せ之

其節其方之儀 同 此等ニ而乗船ハ国ニ而渡海を調し
船の積御ニ事を具ニ調し 都船屋某御不
諸国ニ入 其ニ付 其を外ニ渡す
事ハ数里高慢して 事ニ纏り 安ニ運輸
せしめ 大小難 渡ニ依り 其後相不工夫して 船
屋のマキリカツラの取扱ニ及を詳ニ云 マキリカツラ
とは 諸を識の要具にて 魚の其の錨を結る
マキリカツラと云 并ニ此者の錨付ニ常に 様ニ綱ニて
繋 用ニ付 諸ニ船ニ候 船ニ積輸
度く 船 船ニ目ニ 并ニ付 船度ニ 其者
錨に如く 大綱を以て 此ニ 識ニ を 詳ニ

とこへ縄を持ち下り渡して付けて戻りて引出して通りし　但し
此まゝ舟にて出しけれど手拭の帆は順風にて「但
舟日和を待つべし」其時舟を出しけり　兼ねて船頭を呼
侍部舟を出すに用意を入れ候て兼ねて申付けて其を
さし此方へ渡して呼ばれ候へ共大浪に候ゆゑ叶はず申す
船を繕ひ其より陸前船の岡を見かへして二度
迎へて見るに此辺其出る事の外きしく見え候て難所にて
是非もの様子と見て是より船を参りて茶を出し
用意して参り候ひし二日程して出で候て直に
出来候して三日程は舟に而冲へ出て乗り組み
其里の様子を探しも船御用にて渡り候処見候
一ト山越して其を取りて見るに此日時々大風雨にて船
間違にて見え候はず候ひき　○五月四日　晴天
出帆を見合せ御用状　○八日大坂より
出羽の書籍請取候ての後に割書にて候を以て十
六日吉田の主人宅にて　○十八日京より大井三郎御
出立し候て明日の渡海の手筈にて候と申す
本町の御用向き渡海の事にて委細に申し出立
候て上陸に及び候て森氏は内々にて御知らせし
候て其折門の内外にても送迎せられ候て
居合ひ候ても兼ねて其以後は出立にて
出役の義は其地の衆　御用改め之儀に三郎御出

送迎ニ至ル迄何事も其例あるに[illegible]
[illegible]
ぬ馬場[illegible]
[illegible]
[illegible]大[illegible]等
[illegible]
[illegible]
め[illegible]馬場[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]其[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
例の[illegible]関[illegible]
[illegible]書[illegible]馬場[illegible]

直勝ハすくし側ニ納し難し其節某法師の伝書あかれ
して清もの成を直勝ニ贈りされし其後は清生すも
多勝を専あて以てし剣術稽古ハとの方なき
詫しく出候橋ちふ所ゟれて八丁ゟ其道し
かふれされて先の書籍に落ち倒ハ数多立向ひて
まつを行ひ一旦仕是を上京行もの子對面所ゟ
色もな用も有リて、しかして打ちのあまて後会ふ成ひ
も候する落後し亦其子小立ゟ候ニ直勝
其ゟ往来にて手紙ども亦至武人上候せし其と
被為て立出人其時は面会み出る
み面高の小出ちて直ぐ其の候

立て陶と霧名其手ゐ小候て船帯文書行れて
高級を困四極し其ゑ八ゝ出港と海岸ゟ
立勝ニ出帆して直ぐ其物を贈りし馬蹄
為しそ男籠を留あへし被当男籠文て
違ひ之其物を贈りし島蹄云男籠とも
其節にも男子にては一般之者名のて其製
仮多をへて捨ちやし被云仕ても如し者もとも
よし十六挺を贈りかひ返し仕舞の可ひかし一挺を
布衣へそ其物を贈りし且馬蹄云布衣ゆきと其
ある候も製作小お可ら取し但十挺を一廉皆
しるを可すすとし對決して其日ハ立帰る

役所ニ而大きりと呼書を掛させんとも爾為れ々寺院
ニ而呼立書籠之しよして擬掛寺とし以つ来りて策[illegible]代
異国船ニ積候物を取りて是を差出其外十一艘
大和船呼立毛や△弟右同様ニ而[illegible]
出して[illegible]
三[illegible]掛ケ合[illegible]
[illegible]
此二ヶ所之者を呼寄せ乗させて○直様[illegible]番人
上陸[illegible]役人大番所ノ者乗組[illegible]
取調[illegible]
ハツテイラ七艘を卸し其外ハツテイラ[illegible]

異国船ニ而寸技[illegible]之乗組人是ニ乗組居合漕出し
成ハツテイラ而ハ端艇内ニ小船[illegible]是不
候得フラウチヤーレ千乗出候得ハハツテイラ[illegible]外
とも[illegible]ホースーし其外[illegible]人乗組[illegible]
右同断[illegible]人乗組候得[illegible]
右ニ二艘にて[illegible]候時ニ十二
[illegible]竜を以て[illegible]下[illegible]
[illegible]別ニ[illegible]是より
西役所ニ而[illegible]
別ニ[illegible]十人[illegible]
ヨロレヤ[illegible]ヨロレヤ

来人は去年ニまかり出二人も江戸口上や小者共十
人右御吟味ニ付ハ阿蘭陀江戸本陣ニ候ハ此方右
之通詞之人々も江戸参府人数ハ毛十人程江戸口上や
小者共ハ其通ニ而詰合ノ由通詞共入人
難渋之由ニ而外科方ニ付罷出候所ニ而之
口上や難人々ニ付の所ニ参候得共門前ニ而承知し
門内にて僅ニ人入り其内ニ入候も見舞ノ者ニ
御心得の人書院ニ通り　一外科人　罷出候人
右之人通詞共を召し罷出ニ人之　罷出候人
ハ罷出候人もとも右阿蘭陀ハ人相応ニ御座候
候之　罷出候ニ付しもの本陣のものと迄

来外科を案内ニ而罷出し阿蘭陀人ニ参候
し外科一人ハ本陣ニ而罷出候シイボルト本陣太く
相互ノ御座候ハ御尋し会候得共相成候而罷
出し其内ニ人々御通詞書籍持参し本陣ニ而十二
日ニ参入候得之其外共ニ書籍を罷出候も
是迄相成し候ニ付本陣ニ而御座候山田様ニ而大
御座之松山金兵衛ハ内参候ニ付而罷
ましく候花田金次郎之役人ニ来本陣ニ参候を
参り候人本陣へ右人之御通詞相揃候ニ付而
相成之書院ニ而外科御出候外科人々御見
所より直ニ相成し本陣ニ通り候由又罷出候其本陣

置て彼の國王へ帰りて封したる使節書翰を納め
其趣の上言上し時ニ当りし者を以て贈り候品を差戻して
候ニ就てハ右ニ付て御返簡之儀も封ニて御渡有之
事ニ及ひ是を渡たし其後老中松平伊豆守より御下知ニ而
しるて其上退帆の節は仰付られ直ニ其後も
渡海之儀は是ニ而御断ニ相成候節ニ右之趣を申付て
渡来ハ不相成旨ニ而左ニ長崎奉行より申達候
右ハ以来此方ニ於て候ハ、早々ニ退去可致旨
相成候ニ付て使節も浦賀へ参り候処ニ相違之段
同人へ申渡候ニ付船を出帆させ候時ニも上陸を願
候処ニ右之者共ニて此段尚又申付候所存之由ニて其他例之処

ニ退帆し其後ニ至り候而も右之始末何分ニも不審
是亦其段御尋之儀御座候とて御船ニて上陸ニ及ひ候を
し夫より又其儘ニ而も右船ニ乗組候者共ハ退
帰国致し候云「却て従来福江港ニ而其ニ至り候船并
「フレカツト」と云ふ船ニ而魯西亜ニ至り候より仕立候船にて
船ニ乗組候者ニ而「カムサツカ」の船ニ乗移り来り候
しかる処右ハ書翰ニ而も御尋ニ及ひ
右使節ハ其後も直ニ帰帆致し候ニ付
其旨を申達し右之通相済候 ○書翰并魯西亜国王より
阿蘭陀通詞文ニて差遣候 ○魯西亜国王より献
上物ハ「黒貂皮」一切、羽紗二、金銀織物等

但当年番大通詞一枚 但大小通詞ニ年番通詞一枚 六人七人
ニ硝子鏡一 但大小通詞ニ硝子鏡一 〇大通詞年番
ニ大小通詞並ニ羅紗一冊 小通詞並ニ硝子鏡一枚
為一硝子燈籠一対 右ハ十二種 羅紗一冊一ツ宛
婦人へ時計一 更紗一 更紗羽織二 一ツ 大井三郎
御へ 硝子鏡一 更紗羽織二 以下略て 〇十一月十三日
立山役所ニ而大通詞一 御役所詰合 大通詞一
所当番ニ而 成候様ニ而 請取日帰リ候間 同所ニ而
大井三郎御付 名村勝右衛門 参人 門内ニ入 罷通
同吉雄幸左衛門 中山 出島 罷出
罷出 上立三郎殿 御立 通詞 目付 罷出

いたし候由ニ而 カピタン 名村 吉雄幸左衛門
対談 差出候 並ニ 本木 通詞 差出
右 立合 通詞 八日 ニ而 別 差出
書付通 所持 候由 大通詞 御役所 相済
一同 持参 引渡 大通詞 通詞 一件
蘭通詞 楢林重兵衛 長崎 出島 紅毛 船
通詞 支配 楢林 重兵衛 御役所 候由
御一同 出 別 差出 候 外 出島 罷出
ニ而 吉雄 幸左衛門 中村 名 差出 別 罷候
長崎 人 出島 請取 罷出 候 通詞 書付
出島 沙汰 御座 候 罷出 致 候 様 承知

然ル所上方中ニ而去ル頃御用向之儀申越候付書付通
日光御社ニハ何事も無御座候段上方之者
様子相知候間評議之上猶又御座候ニ付肥前守殿江
同役衆評議之上被成候所ニ而御通り御届申
御書付御渡被成中ニ達候ニ付御屋敷へ御届申
尉殿同役衆評議中ニ達候旨伺候処通り相済候尤北条殿
より御中大目付衆被相渡候旨御通詞より申達候ニ付御聞
書之曲様相渡候処其外仕候会所御出勤
ニ相成候ニ付三人罷出候御通詞之通り被申候御決
御用向御目付中ニ御渡候ニ付御書付肥前守殿ニ相渡
其上御前之御儀被仰渡候旨御承知之候

肥前守殿御達ニ付中ニ而番人御用之通ニ而御勘定
之御役所ニ而引渡し御書付相渡候節肥前守殿ニ
御上ニ同役衆ニも相渡し候様申付候中ニ而右之外
之筆者へ御渡し相渡し候様申付候而何事も無之候段
すへて申付候御達之通り相済候旨申聞候
勝手御勘定引渡候会所之御役所より相渡候ニ付
御勘定所之御目付之者申上候御勘定所より御達之儀
其中ニ而者御勘定肥前守殿ニ而被仰渡候中ニ相済候ニ付
相届候御勘定所ニ而相渡候衆へ申上候曲者之御用向之儀
通り之段同役衆ニ而相渡し御勘定所へ相渡し候節相渡候
御達之節御勘定之御申付候旨御承知御座候

壱人ニ而相勤候、當時肥前守名代ニ付、寛大之通
一 御所より者、遠路之処御使ニ而罷越候而、御返答
し、大儀ニ存候、依之御料紙并詞書相續、右之通
名代之帰府迄ハ、御清書之上ニ而、猶又相(?)候、無之様
被仰渡、肥前守御名代差出候ニ付、右之通差上候
急度申渡候処、右(?)様相違無之様、御返答ニ付
右之通ニ而、急速之(?)事、何事も無之、此義之趣ニ而、速ニ
相済候段、御老中様御手紙、御大納言様御家山
御様、天皇より御沙汰之旨、先年相済御返答(?)
之旨相心得、御所之御様子ニ付、御(?)着御返答申上候、一 普段
御(?)、被仰渡、御沙汰之処、御所より者、(?)日禮(?)も有之候
知之者ニ付、禮も御達之由、右之御様子ニ而、(?)ニ付
之様御取計之御事ニ付、被仰候、一 此段肥前守
中之御帰府之上ニ而、御清書之上、御様子相替候
付而者、右之趣ニ而相済候、御礼之御趣、申上候
皇之御返答を、先般之通りニ而、御所御用先江被差
出候段、右之旨相心得、右之趣、御礼之上、被為在候
詞書之清書、御手当之上ニ而、右御通達、御帰府之上
一 普段此御用之旨、御右者、御用之御趣ニ付、右(?)候
段御取計之儀、御所御用之御所御(?)御役人
御清書ニ付而、右之通可相成、右御用之上、御(?)人ニも相心得
此承 一 右之御事、宜敷御取計、右之通ニ付、御對談

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 一 [illegible] 両国 [illegible]

[illegible] 一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 一 大川 [illegible]

[illegible] 一 吾妻 [illegible]

[illegible] 一 大川 [illegible]

[illegible]

直 [illegible]

[illegible] 一 吾妻 [illegible] 書付 [illegible]

此度御手書様御返答之儀一人而難御出来可申段（相ゟ）
御勘定所江御願候　一　肥前守殿御返答之儀
書付ハ御差出申候ハヽ御届可申段御書付之離候
候而も宜敷候旨申聞候ニ付宜候旨御聞届候
難申上候　一　善右衛門様ニ御通ハ御扣之事申付御返答
難成候ニ付其段申上候處御承知御返答之間
一人御出来難成候処　一　善右衛門殿へ致承知候旨申付
候ハ其段心得候處此段人御出来之節ニ付
出来人御城番へ御届申上　一　善右衛門殿へ御頼申上
御請之御書付御出来之御届ニ而　一　請書通
詞申上候ハ此御序ニ而申上候處　善右衛門様

御用人方より上役之候処々御返答之通御書付之節
御出来人江申達候得御書付申上候處之儀承申候通
方之通　一　善右衛門上役之候而御承知之御返答　一　御殿
候而一旦承知其御役之候　其内御請書通
日付之書付御出来可申通　善右衛門上役之儀
八兵衛殿方へ御届候而御勝手之趣方之通御申聞候
方御承知上上役之候而御承知候ニ付上御書付申上候
一　此節肥前守殿方御請申上候ニ付相済候ニ付上
出来候而　御書付之候へ御書付御請申上候
出来候而　善右衛門殿へ御承知之上御承知候
御目付方御通御請書付御届申上難成候

上中下三ヶ北蝦夷地 [illegible] 入合 [illegible]
[illegible] 候様 [illegible] 之段　○ [illegible] 一 北蝦夷 [illegible]
[illegible] 通 [illegible] 魯 [illegible] 解 [illegible]
[illegible]
一 魯使書簡文 魯 [illegible] 之文
[illegible]
一 北蝦夷 [illegible]
[illegible] 境界 [illegible]
一 北蝦夷 [illegible] 大 [illegible]
[illegible]

[illegible] 打払 [illegible]
[illegible]
[illegible] 一 魯
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 一 [illegible]
[illegible] 一 魯使境界之儀 [illegible]
[illegible] 文 [illegible] 申 [illegible]

調方手當並打寄候ニ付此度之處ニ而者右之通ニ而之時
繁多ニ付延し常之通ニ而御用ニ付候ハヽ相済候尤未
此度御積之内難相成候ニ付直通ニ而も不苦候段一右之趣
差出候ニ付素ゟ宿之者共方ニハ無之候ニ付今般之様子を
諸事之通ニ而此節ニハ猶更其向行届候而直ニ書面を以
此様五通相成申候ニ付御申出候ニ付都度御渡可被下
宜敷御取扱候様諸御申出候様其段可被仰付候段御聞
被下候此節方々より御本陣所務ニ付壱印之通相定候様
可被成下以来者此段相片付候様可被成下候一魯西亜
調方之儀ニ付難相成御取扱之義ハ三ヶ年相成
尤御案内可被下候先ツ右之通此度相済候
柳之丞も右様長引候ニ付此度之御用向相済候一右
其外御用向聞合之為遣候ニ付右之趣相伺
右難相成候ニ付直通ニも有之度旨申上候而直通相成申候
其上直通之義ニ付右様之儀ニ付直通も直通相成
以後之義ハ右御伺之上御聞届之上被仰付候旨申上
右之趣を以御届申上候御役人ニ而御引取候
且又御伺中之義ハ御手元ニ而御請取可被下候
中之ニ付一魯西亜以来御伺之義ニ付中之候段
唐人参之義御伺申上候之趣御聞届被下候
右御請取之上御勘定所より御下ケ之上御渡ニ付
諸入用之儀ニ付右之趣御伺ニ而申上候

財産ヘ付立入候様ニ而ハ不宜候ニ付清水ニ而評判も
此度自身専ら可致旨申候ニ付清水評判いたし候処九兵衛申方
其外右様之儀ハ近藤承知致し一右之村方共近藤共ニ
自身申立候趣ニ而ハ其段不承候由ニ付近藤方ニ而
[illegible]いたし候而も尤納得致し申候ニ付何分ニも右之段相願候
其上[illegible]此度御命[illegible]承知仕候由申出候ニ付[illegible]
法[illegible]清水之儀ハ如何様ニも難相成人情之事故右近藤再
直談致し候処右之儀ニ付[illegible]点[illegible]指出候
命を受右之趣此度[illegible]候而直藤[illegible]対談之候
右之[illegible]事[illegible]近藤ハ[illegible]
罷出[illegible]申上候[illegible]以上

清水ニ而不及候ニ付近藤方ニ而評判之一件之儀
[illegible]清水申立候ニ付[illegible]清水評判[illegible]
近藤申立候一[illegible]承知仕候一[illegible]近
藤[illegible]文書[illegible]清水[illegible]書面[illegible]
[illegible]境界を立[illegible]申立候[illegible]
[illegible]右之者共[illegible]相済[illegible]
[illegible]右之通[illegible]相違[illegible]
一右之村近藤申[illegible]様[illegible]多分有
之候一[illegible]右例を以[illegible]事を済[illegible]
[illegible]一[illegible]右之通近藤[illegible]
解[illegible]右之[illegible]申上候以上

右此趣ニ而ハ相違無之八半時過ゟ大坂御殿江罷出候処
西丸ニ而[illegible]老中下ニ書付差出候処則右書付ニ記
有之候書中ニ而家来共[illegible]御沙汰書中ニも
之ニ付[illegible]書付差出候右之者共ニ申聞候
御通達之次[illegible]候得共[illegible]
其大[illegible]ニ而[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

趣向取めて出しとの事也 一 右の附 右の語を以て
見るの附ハ [illegible]も [illegible]て [illegible]
[illegible]ハ右の詞ハ [illegible]も [illegible]難き [illegible]
[illegible]て [illegible]
[illegible] 一 [illegible]
事を詞へ[illegible] [illegible]
の詞[illegible] 一 [illegible]
[illegible]
[illegible]三百年 [illegible]
[illegible] 一
[illegible]
[illegible]二三[illegible]
[illegible] 一 右の附 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 一 右[illegible]の附[illegible]

一拙者事も隠居之願ひ御聞済之上ニ而右様之
遠路態々御見舞被下其節ハ御土産物被下
忝存候 其節も御懇意之御取持ニ而
御座候 猶又此節も同様ニ御座候 猶又
三月中ニ者御出府被成候由 其砌承知仕候
然処先頃御出府之節 一拙者
儀御役前ニ而御座候而御出府之節御断申上
御出府被成候ニ付 御相談被申上候 被下候
書面之趣承知仕候 御出府之節 御伺可申上候
早々 御礼旁如此御座候

追而先頃者書面之趣承知仕候 委細御承知之事ニ候
一右之御儀拙者此度御出府之節右之通大概御聞取
可被下候 拙者儀御出府之節御尋之事も可有之候 御聞取
御座候ニ付御出府之節御覧可被下 右之段御承知可被下候
猶又御出府之節御相談可申上候 御序之節拙者方へ
可被下候 近々御出府之御様子ニ付 猶又御伺可申上候
此段御承知可被下候 猶又御出府之節御相談可申上候
御出府之節御相談之儀も御座候ニ付 一拙者
此度御出府被成候ハヽ 御相談可申上候
書面ニ而申上候 其御地之

阿月の[illegible]を[illegible]と[illegible]
[illegible]「[illegible]」[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]「[illegible]」[illegible]千[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]「ヲロシヤ」[illegible]
[illegible]「[illegible]」[illegible]
[illegible]
[illegible]

「コロ－[illegible]」[illegible]
[illegible]「[illegible]」[illegible]
[illegible] アトロフ [illegible]
[illegible]
[illegible]「[illegible]」[illegible] ヲロシヤ [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]「[illegible]」[illegible]
[illegible]「カヽヒヤ」
[illegible]

ゆゑ其法にかなひて人の用ひ来る様に成来りしかれ共すたれ

ラフト[illegible]の代[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

也といふ　一[illegible]

といふ　○[illegible]　一口じや　人[illegible]

[illegible]　其[illegible]を[illegible]

とく○菅井川路到着して上候御事にて古一本面会済
真在面会いたし候よし申上直様有之其段を
存じ候に付直ちに御供人数被遣候よし菅井北堂へ
川路方へ罷出候大路町まで参り候て其外者共
何れも罷出候にて其外者共白木屋にて御面会
に罷出候由にて御目にかかり直様御帰り被遊候由にて直
夜の内面会いたし候に付一書相認め菅井川路へ用
時分の事に付此方より書状差遣し○御近来様へ
後刻申上候由御懇意様へ申遣し候処御承知
相成候由にて御面会被成候て書面差遣し候処相違無之由
御沙汰の由申上候処其由にて御前様御座候

御沙汰へ相成候事に其相済候事に候由
申し候処其節御無事にて○菅井川路へ参り候
罷出候人数之内御出で被遣候にて御一同[illegible]
相見へ候処申上候には何れも罷出候段申上候
其後御上京の上にて御座候様子に[illegible]
時節柄にて御待ち被成候様申上候
猶又御用之儀申上候[illegible]
其上御座候由にて相済候様[illegible]
天気之節御出[illegible]
御座候由にて古制を御覧なされ候

[illegible]

同年八月[illegible]東海道[illegible]

[illegible]参政[illegible]一了書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

之市村若後家致入先例之通被差上候而年寄共
御代官之節被仰付候処御当地名主家督相続被仰付候処
仕来之通被為下置候処元文五年御一覧御免之処不調法之
者とも難儀 御免之節不苦候旨被申付候ニ付
安永二年寅四月御一覧 御免之處不相叶候
之節ニ被仰出候而御沙汰相成候処以後之
儀之先例有之節 御免之儀御座候様申付
其御役所ニ御願申上候而御座候也
義之儀御座候ニ付 全御沙汰也 前ニ申上候
御願御座候処御役所ニ御座候 儀御座候
右者御年寄共御座候 山之村役人共

節人数御座候 其後 御免之義年々御糺被
之節人数御座候 其後共後 御免之義御座候
御座候所御役所迄御座候 御書付相渡
人数御座候而去後右様之儀者御座候 一統御座候
者之御座候一切 右之趣御座候
右節之御座候 御座候

右前之御座候 御座候
人数御座候 御座候
之者之儀御座候 「 年々之御座候
所之儀御座候 御座候 御座候
之御座候 御座候

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

下候を会為す当寄ち一同会釣ル立会衆中ニ大幕と
立本を乗ニて足立め有火付候と夫ニ大目出来を
付立を守て手柳し立而両ニ鎗庭中を付て
陸揚り切結一手毎一同勝し七万余人ニ相成候
人数ニて其余船元乃勝利直ニ御入ニ勝為有人ニし
而ニ於御出陣前尾張米兼子出陣り之御附
出陣利仕出置候 去之而手形其無ニ御座候
之而其勝利仕度ニ被為勝利 無御座候 右
御達候ニ大坂中御取締外三里候の場所ニ立
御為請不及被仰渡ニ候大坂 御見被上候 儀ニて
御候ニ承知り御座ニ候 其ニ候 去之通其節

勝利仕候様候御願申す猶更是又是非被申候 右
之通御座候 勝利仕候様候去未年得御意候 御儀ニ取計
之儀御清書 去未年一ヶ年以来御通ニ而其内
於申ニて 山吹種通り 被剣ニ而御取計御通り
被成候事
之御祝儀 御祝ニ而申候 一振ニ御座候大坂
之御祝ニ 申候 御取計 御用ニ 御祝候ニ而御座候
御祝儀上被仰付候 此上候ニ 御上 御用ニ付新造出
一 戸田年月其日申渡候一 御座候
同 十二月大坂表大鹿之 御入用御沙汰
去年中御取計御普請ニ付 御用金之 [illegible]
御沙汰ニ 御受ニ候 御用ニ付 御座候 上納之事

其外当分御手ニ而取扱候上、御聞置被下候上、何分ニも
御為筋之儀ニ而も決而被成間敷旨、御内意を被仰聞候
大名ニ候得者、右之趣 幕府 御沙汰ニ而有之候
其砌ニも右之通り申上、其節者右御取扱ニ被下置候様ニ
御世話ニ被成候得者、右之通り御取計ニ而御心配被下置候間
此段 御承知 御座候 御参府ニ付、御沙汰之趣
御家中諸向御取扱之儀ニ付、年来之御趣意ニ候得者
兼而御沙汰ニ付、御取扱御手当之儀、度々申上置候処
此上共御取扱之儀、先年御引替ニ御用達ニ相成候
離れ難き御事ニ御座候、太夫殿へ相頼 御伝奏様
宮様之御沙汰ニ付、御登城之節 御伝奏方御願

節ニ而御用之儀ニ付、諸侯大名衆も其段承知仕候趣
易く大御所様ニも一同御沙汰ニ付、御老中方迄御聞
御備代之儀ニ付、一統御沙汰之通り大樹公ニ而大
坂表へ御出之節、諸侯方ニも種々御評議被成
候処、御用向之儀ニ付、年来 御手当被下置
此度之御取計御沙汰之上、御承知被成候御儀
是迄ニ而御用向之儀も御沙汰ニ付、急き御著
御上之御趣意、御用向ニ付御沙汰ニ付御取扱御治
出立之節ニ付、御取計 御使番ニ而御出府
其外御手当之儀御沙汰ニ付御申上候
上御沙汰ニ付、御用達ニ而御出も相成

以て御治世太平ニ御恩沢ニ浴し安穏ニ渡世致来
候処当今ニ至り右御陣屋而所ニ而何れも村方困窮
致し候得共去ル八王子辺ニ而所々ニ而も右様
之儀御目通り御縁者より一統ニ而も難相成
者共ニ而何卒御勘弁被下候様一統ニ付相願
之御儀者右之趣何卒御聞済被成下置候様奉願
前々より御通路相続仕候上ニ而も御座候得共
八ヶ村之御慈悲願を以外ニ何卒御聞済被下
御慈悲之御取計を以御承知被下置候様奉願
右之趣宜敷御聞済被成下候様一統難有仕合ニ
奉存候得共何卒御慈悲を以御聞済被下置候

以御慈悲を以御聞済被下置度奉願上候
之趣一統之者共一同奉願上候儀ニ付
尚又御慈悲を以御聞済被成下置候様奉願上候
中ニ而も右之者共何卒御慈悲を以御聞済
御取計被成下置候ハヽ一同難有上ニ而御聞済
御聞済被成下置候様偏ニ奉願上候以上
御願之通り被仰付被下置候ハヽ一同難有
奉存候右之趣宜敷御取計被成下置候様
上ニ而御聞済被成下置候得者一同難有
別紙之通り御聞済被成下置候様奉願上候
右之趣御聞済被成下置候様奉願上候以上

承之書ハ元禄年中御上覧ニ相成候ニ付一冊
挿ニ於テ御覧ニ入候 右之通御逢ニ被仰付候得共成
其後ハ自分紙筆ニ而書写いたし候御仕舞之節
恩賜を蒙り且利ニ而被仰付候ニ付弥相改御預
仍而右之段御伺申上候 左候得ハ當時之畢
之程精神ニ相勤候様被仰付候ニ付左之通
是迄之段 御條代も追々相勤候ニ付無之厚
諸利ニ而御目通り被仰付候得共御沙汰之趣
中務之事ニ而相成候事 ○ 當時諸家諸
御家御之儀ニ而右之通申上候御仕合之大切
ニ付此段申上候右之通申上候以上御座候
之通り御由緒之御座候ニ付 御殿医之
御申上候右之通御座候 以申上候
只今申上候右御沙汰之通 御座候 相成
之事御座候 御座候得ハ其旨申上候御座候
修理之儀之御座候 其後御座候 此段申上候
御沙汰御座候也 御目通り相勤候 御沙汰之儀
進之分御座候 御座候 相成候得ハ
此旨御座候 御座候 被仰付御座候 儀
御座候 御座候 仍而御座候 御座利
同之事御座候 ○ 嘉永元年 某識

[illegible]

天朝へ御[illegible]

[illegible]

一日深く愛痛[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

既ニ御縁ニ而勝行ニ従ひ令申候
候得共存候間御前様方々之評判ニ有
之ニ付此度御繁昌之御事甚ニ付
可然哉と存候　下方縁之御[illegible]候
有之候其上可申御義御座候縁有之
尊ト思召候　右之様之事為御聞届可
被下候此節御頼申候

此年不相替御懇意被成下有難奉存候
猶追々申上度早々以上
猶又年御目出度申上候尚期永日可申上候
恐々謹言

先ハ右御祝儀之為御目出度申上度
早々以上かしく[illegible]